

学位による税理士試験科目の一部免除及び免除申請について

【概要】

専門職大学院の課程を修了し、専門職学位である「法務博士（専門職）」又は「修士（専門職）」の学位を授与された方は、当該学位取得に係る研究が税法に属する科目等又は会計に属する科目等であるとの国税審議会の認定を受けた場合には、試験科目の免除を受けることができます。

ここで、「学位取得に係る研究」とは、当該専門職大学院の学則等において、学位論文の作成に当たって指導教授から必要な研究指導を受けた上、当該専門職大学院の行う学位論文の審査及び試験に合格することが「必修」又は「選択必修」としての修了要件とされている研究科を修了する際に行った研究を指します。

したがって、専門職大学院の課程を修了し、「法務博士（専門職）」又は「修士（専門職）」の学位を授与された方が国税審議会の認定を受けるためには、研究指導に基づく学位論文（当該専門職学位課程の学位請求のために提出することとされている論文）の写しを提出する必要があります。

（注1）「選択必修」としての修了要件とは、当該専門職大学院の学則等において、学位請求に当たり常に必修とされているわけではないが、学生の選択により研究指導に基づく学位論文を作成できることが規定されており、学位論文を選択した場合は当該学位論文の審査及び試験に合格することが修了要件とされている場合をいいます。

（注2）修士の学位等により試験科目の免除を受けるための研究認定申請には、予め申請する分野（税法に属する科目又は会計学に属する科目）の試験科目のうち、1科目に合格している必要があります。

（国税庁ホームページ：改正税理士法の「学位による試験科目免除」制度のQ&Aを参考に作成）

本学においては、下記1．又は2．の試験科目免除申請が可能です。

1．「財務会計論演習指導」又は「管理会計論演習指導」又は「監査論演習指導」を履修し、修士論文を作成し、本学論文審査及び最終試験に合格した場合。

税理士試験の会計に属する科目（簿記論又は財務諸表論のどちらか1科目）についての一部科目免除申請が可能。

2．「租税法演習指導」を履修し、修士論文を作成し、本学論文審査及び最終試験に合格した場合。

税理士試験の税法に属する科目2科目についての科目免除申請が可能。

<本学学則より抜粋>

（専門職学位課程の修了要件）

第20条 専門職学位課程の修了要件は、2年以上在学し、本大学院が定めるところにより所要の科目を履修して44単位以上を修得することとする。修士論文を作成し、学位の取得をしようとする者は、さらに、指導教授から必要な研究指導を受け、本大学院で行う論文審査及び最終試験に合格することとする。

<参考> 税理士試験科目

- ・ 会計学に属する科目：「簿記論」、「財務諸表論」の2科目
- ・ 税法に属する科目：次の科目より3科目選択
「所得税法」、「法人税法」、「相続税法」、「消費税法」、「酒税法」、「国税徴収法」、「住民税」、「固定資産税」
「所得税法」又は「法人税法」のいずれか1科目は必ず選択しなければならない。

税理士資格取得までの手順(1) <会計学に属する科目の一部免除申請の場合>

「財務会計論演習指導」又は「管理会計論演習指導」又は「監査論演習指導」を履修

研究指導に基づく学位論文（修士論文）の作成 / 合格

学位取得：会計修士（専門職）

国税審議会へ修士の学位等による税理士試験科目の一部免除のための研究認定申請

（申請対象科目：簿記論又は財務諸表論のいずれか1科目）

認定申請においては、会計学に属する科目のうち1科目に合格していることが必要です。

国税審議会にて審査 / 認定

審査の結果、不認定となった場合は、申請科目の試験免除にはなりません。

税理士試験 税法に属する科目（3科目）の合格

税理士試験合格

税理士資格取得までの手順(2) <税法に属する科目の一部免除申請の場合>

「租税法演習指導」を履修

研究指導に基づく学位論文（修士論文）の作成 / 合格

学位取得：会計修士（専門職）

国税審議会へ修士の学位等による税理士試験科目の一部免除のための研究認定申請

（申請対象科目：税法に属する科目いずれか2科目）

認定申請においては、税法に属する科目のうち1科目に合格していることが必要です。

国税審議会にて審査 / 認定

審査の結果、不認定となった場合は、申請科目の試験免除にはなりません。

税理士試験 会計学に属する科目（2科目）の合格

税理士試験合格